

柏市防犯協会防犯指導員設置及び活動要領

1 趣旨

この要領は、地域住民による地域安全活動のうち街頭活動などの中心となる防犯指導員の設置及び活動について必要な事項を千葉県防犯協会の防犯指導員設置及び活動要領を基に柏市防犯協会の事情を考慮して定めるものとする。

2 委嘱の基準

防犯指導員は柏市に居住するもののうちから概ね町会・自治会・区ごとに1名以上とし、次の事項を考慮して委嘱するものとする。

- (1) 人格、識見を有し、社会的信望のある者
- (2) 地域の活動に熱意があつて、時間的に余裕のある者
- (3) 地域の安全活動に熱意があつて、地域の防犯活動に積極的に参加する意欲のある者

3 町会・自治会・区の方面制

柏市防犯協会の支部に準じて、町会・自治会・区を方面制に区分するものとする。

4 指導員の委嘱

(1) 推薦者

町会長・自治会長・区長が、柏市防犯協会の支部長を経由して柏市防犯協会長に推薦する。なお、年度途中で推薦する場合は、支部長を経由せず、柏市防犯協会長に推薦することができる。

(2) 委嘱者

柏市防犯協会長が、柏警察署長と協議し、連名で委嘱する。

5 任期

防犯指導員の任期は、原則として1年とする。ただし、再任することができる。

6 解任

柏市防犯協会長は、防犯指導員にその職にふさわしくない非行のあったときは、柏警察署長と協議し、解任することができる。

7 防犯指導員証等の交付

柏市防犯協会長は、防犯指導員を委嘱したときは、柏警察署長との連名により防犯指導員証（様式1）を交付するものとする。

8 防犯指導員の任務

防犯指導員は、柏市防犯協会、柏市、柏警察署、その他防犯関係機関との緊密な連携のもとに、その分担区域において概ね次の活動を行うものとする。

- (1) 防犯パトロールの実施
- (2) 町会・自治会・区における防犯広報の実施
- (3) 防犯キャンペーンの実施・参加
- (4) その他地域安全思想の普及等

9 講習

柏市防犯協会長は、柏警察署長と協力し、少なくとも年1回以上の防犯指導員講習会を行うものとする。

10 遵守事項

防犯指導員は、活動にあたって次の事項を遵守しなければならない。

(1) 秘密の保持

地域安全活動上知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 身分証の携帯・呈示

防犯指導員証を携帯し、身分証の呈示を求められた場合には呈示しなければならない。

(3) 地域安全活動に関する知識の習得

あらゆる機会をとらえ、自己の研鑽に努めるものとする。

11 保証

防犯指導員は、事故及び損害保険に加入するものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1)

防犯指導員証		
署名欄	_____	
上記の者は防犯指導員であることを証明する		
柏市防犯協会会長	〇〇	〇〇
千葉県柏警察署長	〇〇	〇〇
有効期限	令和 年9月30日 まで	